

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2026年 3月 27日

2. 認定事業適応事業者の名称

サントリー株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の予測では、今世紀末時点で、地球全体で平均気温が0.3～4.8℃上昇すると予測されており、その結果として地球環境に大きな影響を及ぼすと推測される。「人と自然と響きあう」を使命に掲げる当社グループにとって大切な経営基盤である地球環境を守るため、「環境ビジョン2050」にて、2050年までにバリューチェーン全体で温室効果ガス排出の実質ゼロを目指している。また「環境目標2030」では、自社拠点で50%、バリューチェーン全体で30%のGHG排出削減という環境目標を掲げている。この目標に向けて、生産効率向上による付加価値の創出を含めた省エネルギー活動の推進、再生可能エネルギーの積極的な導入を通じてCO2などの温室効果ガス排出の削減に努めていく。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2026年度より事業適応を開始し、2028年度（目標年度）までに我が社全体の炭素生産性を30.8%向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2028年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称およびその分類コード）

飲料・たばこ・飼料製造業(10)

(選定の理由)

計画の対象となる事業は酒類を製造するものであるため。

(6) 事業適応の具体的内容

計画初年度である2026年度では、サントリー山崎蒸溜所の瓶詰ラインにおいて省人化を主目的とした設備投資を計画している。これにより既存の瓶詰ラインでの同製品製造に比べて、電力効率が4~10%向上し、1本あたりの電力消費量削減に伴いCO2排出量が削減される。付加価値額については、既存瓶詰ラインにおけるパッケージング能力増強により、基準年度に比べ製造数量が増加し、付加価値額が増加する。

計画2年目である2027年度に、サントリー〈天然水のビール工場〉群馬において高経年化した缶ラインを更新し、安定した生産体制構築と共に省人・省力化を図る。これにより既存の缶ラインでの同製品製造に比べて、電力効率が15%向上し、1本あたりの電力消費量削減に伴いCO2排出量が削減される。付加価値額については、新ラインにおけるパッケージング能力増強により、基準年度に比べ製造数量が増加し、付加価値額が増加する。

上記の CO2 排出量削減と付加価値額増加により、炭素生産性向上が見込まれる。

(7) 事業適応の開始時期および終了時期

開始時期：2026年3月

終了時期：2028年12月